

# 南丹市子ども読書活動推進計画



平成18年4月

南丹市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
第2章 具体的な推進方策	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	3
(2) 学校等における子どもの読書活動の推進	4
(3) 地域社会における子どもの読書活動の推進	6
(4) 効果的な子どもの読書活動の推進	7
* 子どもの読書活動を推進するための取組	8

・ 資料



## はじめに

近年、子どもたちの「読書離れ」が憂慮され、国を挙げて子どもの読書活動を支援する取組が推進されてきました。

平成11年8月に「子ども読書年に関する決議」が国会で採択され、平成12年を「子ども読書年」として、子どもたちの読書の振興を図ることとされました。

さらに、平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、平成14年8月には、この法律の規定に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。これらを踏まえて京都府教育委員会においても「京都府子どもの読書活動推進計画」が策定されました。

また、旧美山・日吉・八木・園部の4町においても、それぞれの公立図書館（室）や幼稚園・保育所・小中学校、家庭、地域等で子どもの読書活動推進の取組が積極的に進められてきたところです。

平成18年1月1日に上記4町が合併し、新しく南丹市が誕生しました。南丹市においても、旧4町で築き上げてきたものをさらに充実発展させ、子どもたちの読書の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に進めていくために、このたび「南丹市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、読解力や表現力、コミュニケーション能力を高め、創造力を豊かなものにして、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、また、国語力を高め、論理的思考力や深い情緒をはぐくむ上でも、欠くことのできないものです。

子どもたちの読書活動に関し、学校・家庭・地域社会が一体となった効果的な取組方法について、実践的な研究を行い、読書活動の一層の推進を図ってまいりたいと思います。



## 第1章 基本的な考え方

子どもたちが読書に親しみ、進んで読書に取り組む態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけられるようにするために、家庭と保育所、幼稚園、学校、地域社会全体で読書活動を高めていくことを基本方針とします。

また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし、読書体験を豊かにするよう、それぞれの段階で創意工夫することが求められます。

○乳幼児期においては、絵本や物語に親しむ機会を積極的に取り入れ、読み聞かせ等により興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるように取組を創意工夫する。

○児童期においては、読書への興味や関心を高め、子ども自身が読書の楽しさを味わい読書習慣の形成を図る。

○中学校期においては、読書意欲の向上や読書習慣の形成に向けた多様な取組を工夫したり、主体的に調べる活動を展開したりして、広範な読書活動ができるようにする。

○障害のある幼児、児童、生徒については、個々の教育的ニーズに応じた適切な選書や環境や教材、視聴覚機器の活用等の工夫に努める。

これらのことを実践するため、南丹市では、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域社会それぞれが連携・協力して読書環境の整備・充実に努め、学校図書館や市立図書館（室）の活用を推進していきます。

本計画の期間は、平成18年度からおおむね5年間とします。



## 第2章 具体的な推進方策

### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもたちが本と出会うのは、「いつ、どこで、だれによって」でしょうか。乳幼児のときから子どもたちが本と関わりを持つか持たないかは、その子が読書を通して人生を豊かに生きることに関与し、深く影響します。また、本とのふれあいに「適齢期」というものはありません。大切なのは幼いときから、家庭で、子どもたちにとって身近な人たちの働きかけを通して、本との豊かな交流ができる家庭環境を築いていくことです。

しかし、次々と新しい本を与えることが本好きの子どもを育てるのではなく、子どもが「ねえ、読んで、読んで」と持ってくる「お気に入りの本」が一冊でもできることが大切です。そして、家事の合間や子どもが眠りにつく前の短い時間でもいいので、子どもが本とふれあう“とき”を創り出しましょう。

子どもが成長すれば、いっしょに図書室や本屋に行って、「お気に入りの本探し」をするのも素敵です。更に大きくなれば、子どもと共通の本が見つかり、その本について語り合えるようになると、本を介しての親子のふれあいもできます。また、家庭が子どもにとって、落ち着いて本と向き合える場所になることも大切です。そのためには、テレビを見たりゲームをしたりする時間とは別に、家族みんなが文字や絵と接する“とき”を創り出しましょう。

#### ◇具体的な取組

##### ○家庭における読書活動を推進するための啓発活動

- ・乳幼児期から子どもたちが本と接する機会を増やすことについての啓発を進めます。
- ・本の魅力や読書の意義について、理解の促進を図ります。
- ・民話や童話の語りかけ、読み聞かせ、親子読書を家庭で行うことの勧めと呼びかけを行います。

## (2) 学校等における子どもの読書活動の推進

### ア 学校等の役割

学校等においては、これまで様々な学習活動を通して読書活動が行われてきました。このことは、読書習慣を身につける上で重要な役割を果たしてきましたが、現実にはテレビゲームやインターネット等の急速な進展の中で読書離れが起っています。

読書は、子どもの言葉を豊かにし、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、物を考える力や感動する力など、人としてよりよく生きるための様々な力を育てます。

多様な読書活動の取組等を通して、子どもの読書意欲の向上、読書に親しむ態度の育成、読書習慣の形成等を身につけさせる役割を学校等が担っていることを再認識し、積極的な取組を推進していくことが重要です。

#### ◇具体的な取組

##### ○保育所・幼稚園

- ・幼児が、自由に絵本を手にとり見ることができる環境整備に取り組みます。
- ・日常保育における、読み聞かせ、おはなしの充実を図ります。
- ・「親子読書」等、保護者に対する啓発活動を行います。
- ・子育て支援活動の積極的な学習会を開催します。
- ・園児の市立図書館（室）等の見学会と利用の促進を図ります。

##### ○小・中学校

- ・児童生徒が、読みたくなるような環境づくりに努めます。
- ・推薦図書の紹介など、読書意欲を喚起する取組を進めます。
- ・朝の読書活動等、子どもの読書活動の拡充を図ります。
- ・学校関係者の意識高揚の取組を推進します。
- ・市立図書館（室）と連携した図書館教育の実践的研究を進めます。
- ・ボランティアとの協働による読み聞かせ会やブックトーク等を開催します。



## イ 学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動の場として、創造力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を有し、学校教育の中核的な役割を担っています。

そのためには、学校図書館が児童生徒の様々な学習活動を支援する機能を果たすことが大切です。また、司書教諭や図書主任が、学校図書館運営の中心的な役割を担い、学校における読書活動の推進は、学校全体、教職員全員で取り組むべき課題です。

### ◇具体的な取組

- ・ 市内全ての小中学校に※「学校図書館指導員」を配置し、児童・生徒の学習活動を積極的に支援します。
- ・ 学校図書館の蔵書・図書資料の充実を図ります。
- ・ 学校図書館整備の計画的な推進を行います。
- ・ 学校図書館の情報化、データベース化、資源共有化を進めます。
- ・ ボランティアとの協働による、読書に親しむ態度の育成や読書活動の充実に努めます。
- ・ 教職員の読書活動推進体制を確立します。
- ・ 図書館教育推進にかかわる教職員研修を実施し、指導力の向上を図ります。

### ※「学校図書館指導員」とは

司書教諭を補佐し、児童・生徒の読書活動を支援する職員です。  
基本的に学校図書館に常駐し、

- 本の貸出・返却処理
- 読書相談
- 図書の紹介
- 調べ学習支援
- 図書室の環境整備
- 委員会活動の支援

などの仕事を行います。



市内全ての小中学校で「いつも人がいる学校図書館」を実現し、児童・生徒がより深く本に親しめるようにします。



### (3) 地域社会における子どもの読書活動の推進

子どもたちの読書活動にとって、毎日の生活を送っている地域社会の中で、読書に対する人々の関心が高まり、またその環境が醸成されることが大切です。そのためには、関係諸機関が連携を強め協力関係を確かなものして、子どもたちの読書活動を支える体制を地域ぐるみで創っていくことが必要です。

地域の大人が、ボランティアとして読書活動に関わっていくことも重要です。その中で、子どもたちや他の大人たちとの交流が生まれ、子どもたちを支える輪が次第に広がっていきます。そして、地域社会全体で子どもたちの読書活動を盛り上げていこうとする気運を創り出していくことが大切です。

#### ◇具体的な取組

- 地域社会における読書活動を推進するための広報活動と啓発活動  
(市広報や市ホームページ)
- 各種講座の開催 (乳幼児～成人)
  - ・子どもたちが本に親しむ事業を実施します。(お話し会、科学遊びの会)
  - ・大人が、読書についての意義理解を深めるための講座を開催します。
- ボランティアとの連携と養成に取り組みます。
- 保育所、幼稚園や学校、PTAや父母の会との連携を進めます。





#### (4) 効果的な子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域社会が一体となった取組が重要であり、そのためには、市立図書館（室）や、子育てすこやかセンター、保健センター、ボランティア団体等との相互の連携・協力が必要です。

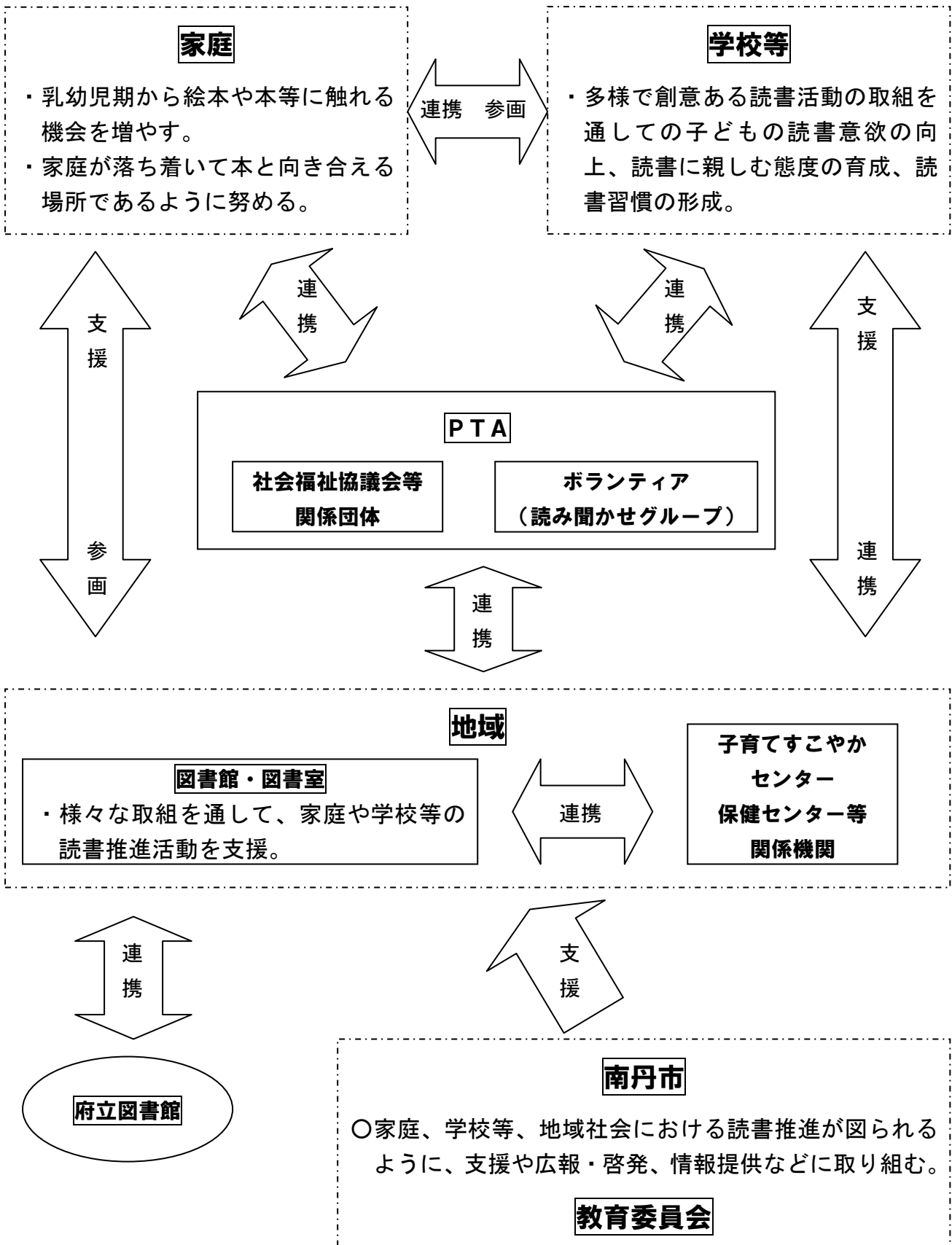
また、教職員の研修機会の充実や、広報誌等による情報提供や啓発の機会を通じて、子どもの読書活動の意義や重要性について、関係者や地域住民の理解と関心を深めていくことも大切です。

##### ◇具体的な取組

- 市立図書館（室）等の図書資料の整備・充実を図ります。
- 市立図書館（室）の蔵書をインターネット上で検索できるようにします。
- 学校への図書資料の貸出や本の読み聞かせ、ブックトーク等、市立図書館（室）と学校図書館の連携・協力を進めます。
- 市立図書館（室）と府立図書館との連携を強めます。
- 市立保健センターの各種の乳幼児健康診断時等における読み聞かせや絵本の選び方の相談等を実施します。
- 「子ども読書の日」（4月23日）を中心とした事業の実施及び啓発・広報を積極的に行います。
- 「お話を絵にするコンクール」や「子ども読書絵てがみコンテスト」などの機会を活用した、地域住民の理解を深める取組を推進します。



## 子どもの読書活動を推進するための取組



## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

# 文字・活字文化振興法

公布：平成17年7月29日法律第91号

施行：平成17年7月29日

## ( 目的 )

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## ( 定義 )

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

## ( 基本理念 )

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

## ( 国の責務 )

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## ( 地方公共団体の責務 )

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## ( 関係機関等との連携強化 )

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

( 地域における文字・活字文化の振興 )

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 学校教育における言語力の涵養 )

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

( 文字・活字文化の国際交流 )

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

( 学術的出版物の普及 )

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

( 文字・活字文化の日 )

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

( 財政上の措置等 )

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

以上